

第103回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

(書面開催)

日時：令和5年2月9日(木)

1 議 事

- (1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく
警戒レベルの判断について
- (2) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく
2月11日(土)以降の要請の変更について

(配付資料)

資料1

- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒レベルの判断について

資料2

- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく2月11日(土)以降の要請について(案)

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく 警戒レベルの判断について

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」における判断基準の①客観的な数値及び②総合的な状況は、別添のとおりであることから、総合的に判断し、県内35市町村で警戒レベル「2」を継続する。

＜警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値＞

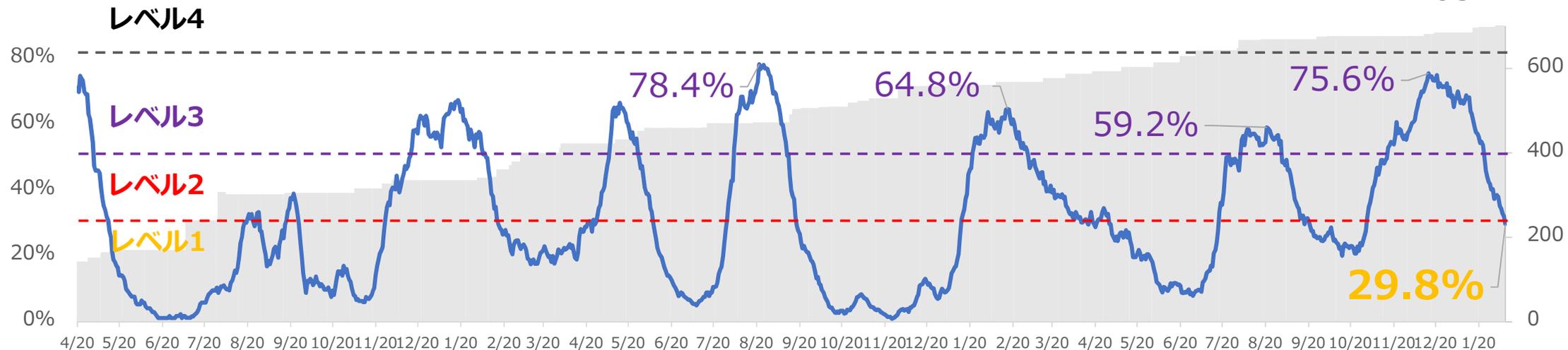
項目		内容※	現在値 (2/8)	過去最大値
医療提供体制の状況	(1)病床使用率 (705床中)	レベル1 0～30%未満 レベル2 30～50% レベル3 50%超 レベル4 80%超 ※重症病室使用率はレベル3以上で適用	29.8%	78.4%
	(2)重症病床使用率 (37床中)		18.9%	40.8%
	(参考)中等症者数、重症者数	【レベル引下げ時】 減少傾向にあること	中等症Ⅱ 56人 重症 7人	中等症Ⅱ 171人 重症 31人
(参考)感染の状況	(1)新規感染者数(1週間移動平均)	増加・減少傾向を考慮	561.6 人	2795.7 人
	(2)今週先週比	1.0 以上が 10 日間継続	0.74・0 日間継続	59 日間

※ 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

判断基準 客観的な数値の推移

病床の使用率

■ 病床数 — 病床使用率 705 床



新規感染者数



警戒レベル移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R5.2.8

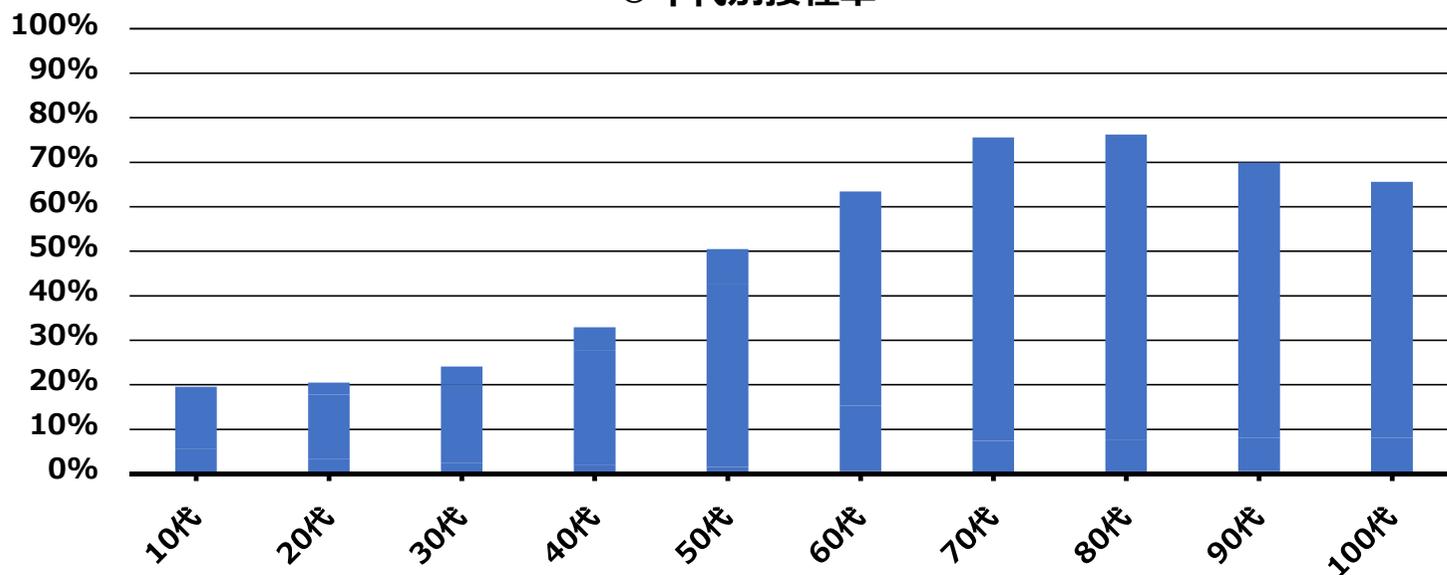
項目	内容	評価	状況
医療提供体制	ワクチン接種の状況	△	別紙参照
	一般医療への影響	○	【一般医療への影響(2/6現在)】 ・入院等の延期や救急患者の受入れの一部制限等を行っている病院があるものの、 患者への治療上の大きな影響が出ていると回答した医療機関はない。 (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果)
	救急搬送困難事案	×	【救急搬送困難事案の状況(2/6現在)】 前週の救急搬送困難事案は、前々週と比較してやや増加し、高い水準で推移している。
	入院状況	○	【退院者の平均在院期間】 8月： 8.9日 9月： 9.3日 10月： 9.5日 11月： 9.5日 12月： 9.6日 1月： 9.7日
	外来医療の状況	—	特段の意見なし
(参考)感染状況	近隣都県の感染状況	○	【実効再生産数】 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値(2/7時点) 東京都 0.89
	クラスターの発生状況	△	【直近のクラスター発生状況】(2/8AM時点) 10月：48件 11月：152件 12月：249件 1月：181件 2月：22件 10月 福祉施設40件、医療機関8件 11月 福祉施設117件、医療機関35件 12月 福祉施設198件、医療機関51件 1月 福祉施設140件、医療機関41件 2月 福祉施設14件、医療機関8件

新型コロナウイルスワクチンの接種について ワクチン接種推進課 (R5.2.9)

＜オミクロン株対応型ワクチン＞

	接種累計	接種率	
		全人口	2回目接種完了者数
3回目	33,931	1.75%	—
4回目	333,931	17.18%	—
5回目	476,086	24.50%	—
合計	843,948	43.42%	54.00%

◎年代別接種率



2月6日集計時点

＜小児用(従来株)ワクチン＞

	接種累計	接種率	
		小児人口 (5~11歳)	2回目接種完了者数
1回目	22,143	20.21%	—
2回目	20,884	19.06%	—
3回目	9,294	8.48%	44.50%

※小児用ファイザー接種後12歳になった者は除く

＜乳幼児用(従来株)ワクチン＞

	接種累計	接種率
		乳幼児人口 (6ヶ月~4歳)
1回目	2,173	3.40%
2回目	1,692	2.65%
3回目	77	0.12%

※乳幼児用ファイザー接種後5歳になった者は除く

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく 2月11日（土）以降の要請について

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく2月11日（土）からの要請は、1月28日（土）からの要請を継続することとし、要請の期間は2月24日（金）までとする。

※要請本文の添付は省略

警戒レベル2の要請：2/11～2/24 (案)

R5.2.9 危機管理課

市町村	警戒レベル	県民	事業者	その他
全市町村	警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策の徹底 ・ ワクチン接種の積極的な検討 ・ 「新しい生活様式」等の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に場面に応じたマスクの着脱、換気の実施 ・ 感染リスクの高い場所への外出は十分注意 ・ 県外移動は十分注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染防止対策の徹底 ・ 業界ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の遵守及び明示 ・ ストップコロナ！対策認定店制度への登録推奨 ・ テレワーク、時差出勤等を強く推奨 ・ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意、従事者への適切な感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数・長時間での会食や飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断

※ イベントについては、「大声あり」・「大声なし」に関わらず収容率100%での開催が可能
 ただし、参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントに該当するか否かで必要な対策が異なる（詳しくは県HPに掲載）